

2021年6月30日

株主各位

名古屋市中川区横堀町一丁目36番地
名古屋電機工業株式会社
代表取締役社長 服部 高明

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2021年6月23日開催の取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 8,600株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金1,825円
4. 給付金額の総額	金15,695,000円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2021年6月23日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役4名（社外取締役を除く。）及び執行役員3名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金15,695,000円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,825円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※）4名 7,100株 当社の執行役員 3名 1,500株 ※社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2021年7月20日

以上